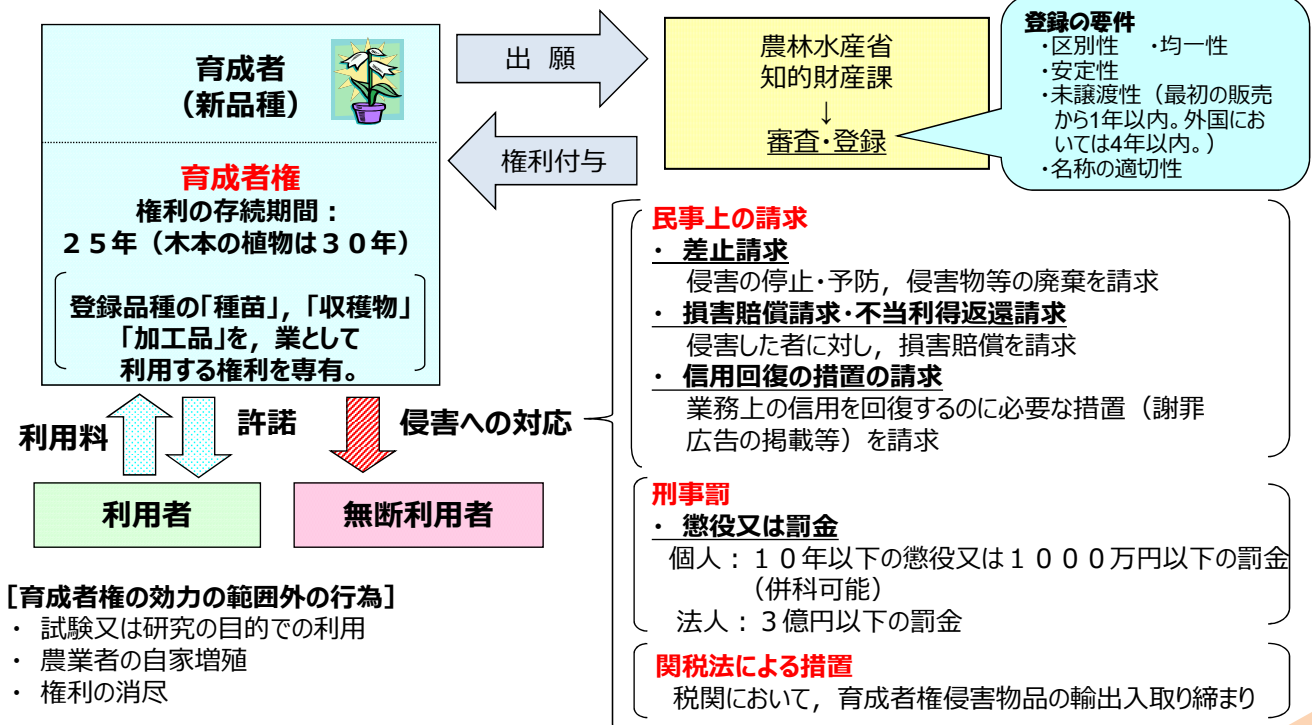


1 品種登録制度の概要

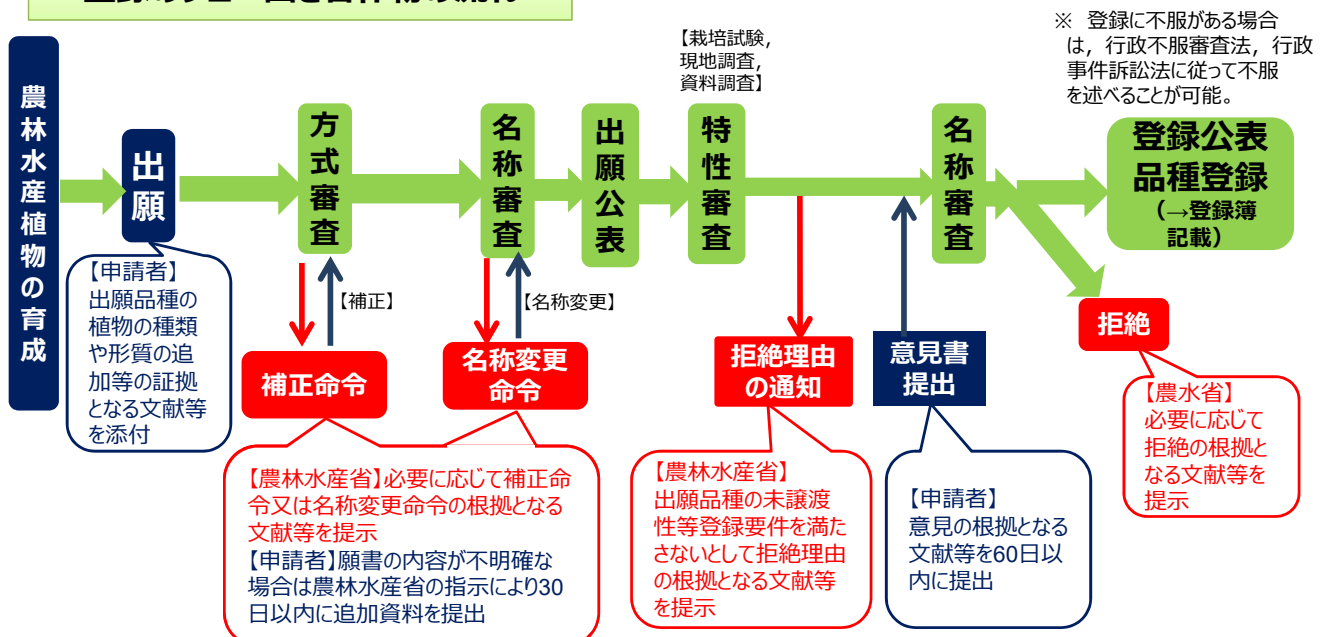
- ・新たに品種を育成した者は、当該品種を国に登録することにより、知的財産権のひとつである「育成者権」として、登録品種の種苗、収穫物、加工品の販売等についての独占排他権を有する。
- ・環境や消費者の嗜好に合った品種の開発が行われることで、生産性の向上や付加価値の増加に繋がり、農業者にも消費者にも有益。



2 品種登録の審査手続と著作物の利用

品種登録の登録申請及び審査の過程において、
①出願者から農林水産省に ②農林水産省から出願者に
書類を提出する際に、その内容の根拠資料として著作物を利用することがある。

登録のフロー図と著作物の流れ



出願された品種は、以下の登録要件を全て満たした場合に品種登録され、育成者権が発生する。

① 区別性

- 品種登録出願の前に国内外の**公然知られた他の品種**と**重要な形質**（葉の形状、花弁の色、耐病性等）に係る特性（丸い、赤い、〇〇病に耐性有り等）の全部又は一部によって明確に区別できること。

② 均一性

- 同一世代でその**重要な形質**に係る特性の全部が十分類似していること（播いた種子から同じものができる。）。

③ 安定性

- 増殖後も**重要な形質**に係る特性の全部が安定していること（何世代増殖を繰り返しても同じものができる。）。

④ 未譲渡性

- 日本国内において出願日から1年遡った日（外国においては、日本での出願日から4年（果樹等の永年性植物は6年）遡った日）より前に出願品種の種苗や収穫物を業として譲渡していないこと。

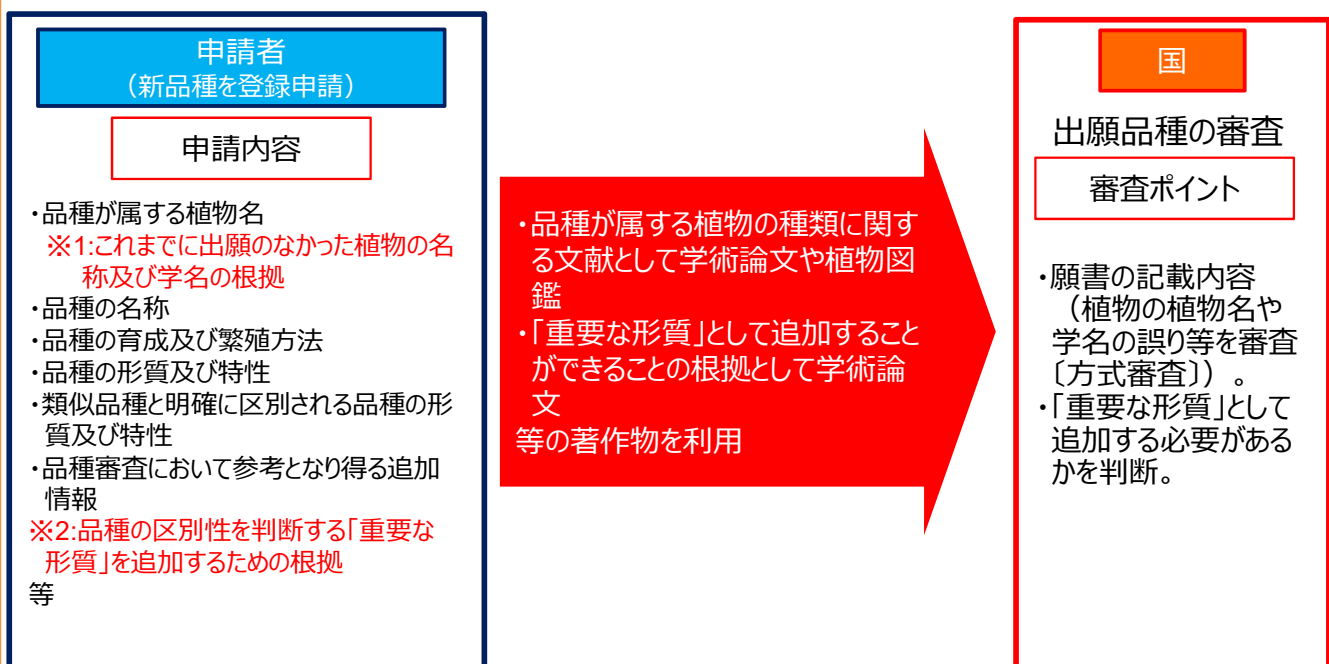
⑤ 名称の適切性

- 品種の名称が既存の品種や登録商標と紛らわしいものでないこと等。

4 品種登録制度の登録審査と著作物の関係

- 年間1千件程度の品種が出願されており、当該出願品種の植物の分類、登録要件を満たしているか否かの審査に当たっては、植物図鑑、学術論文、インターネット情報、種苗カタログ、新聞等の客観的な資料を用いて確認している。

【出願品種の登録審査の際に著作物を利用する例】



5 品種登録の出願及び審査における著作権に係る取扱い

〔出願者が出願の際に著作物を添付する機会の例〕

【出願時】

- ①出願に当たっては、これまでに出願のなかった植物（新規植物）に属する品種を出願する際、当該植物の学名や当該植物の特性等を説明するため、根拠として出願者が植物図鑑等の写しを添付する場合がある。
- ②品種の区別性を審査する「重要な形質」において、耐病性、機能性等の「重要な形質」の新設を求めるとき、根拠として学術論文等の写しを添付する場合がある。

【品種登録要件を満たさないとの拒絶理由に対し、意見書で反論する根拠として著作物を添付する場合】

- ③花の色が不揃い等登録要件の一つである均一性の要件を満たしていないとした拒絶理由に反論する際、証拠として通常的环境下では発生しない異なる色や形（異形タイプ）が発現することについて、一定的环境下では異形タイプが生じやすいことを示す学術論文等の写しを添付する場合がある。

〔農林水産省による登録要件審査における著作物を提示する機会の例〕

- ④登録要件を満たさないことから、名称変更命令や拒絶理由通知の際、その根拠として、出所情報の著作物名やウェブサイトの名称及び既存品種の掲載ページ等を提示する場合がある。

著作物の利用は、適確・迅速な審査手続のために不可欠であるが、

- ・著作物の利用について、著作権者から了承を得られない場合は、出願等の証拠として提出できず、品種登録に支障を来すおそれがあること
- ・品種登録要件を満たさない根拠として提示した著作物等の資料は入手困難なものもあり、出願者が当該資料を入手できない場合、反論の機会を失うこと
- ・名称変更命令に基づく名称の変更の期限は30日以内、拒絶理由通知に基づく意見書の提出期限は60日以内等期限が設定され、期間内に迅速に書類を提出する必要があることから、著作権者の同意を得ずとも審査手続において著作物を利用できるようにする必要がある。

6 品種登録制度における著作物の利用に係る具体的なイメージ

出願者が利用する著作物の例

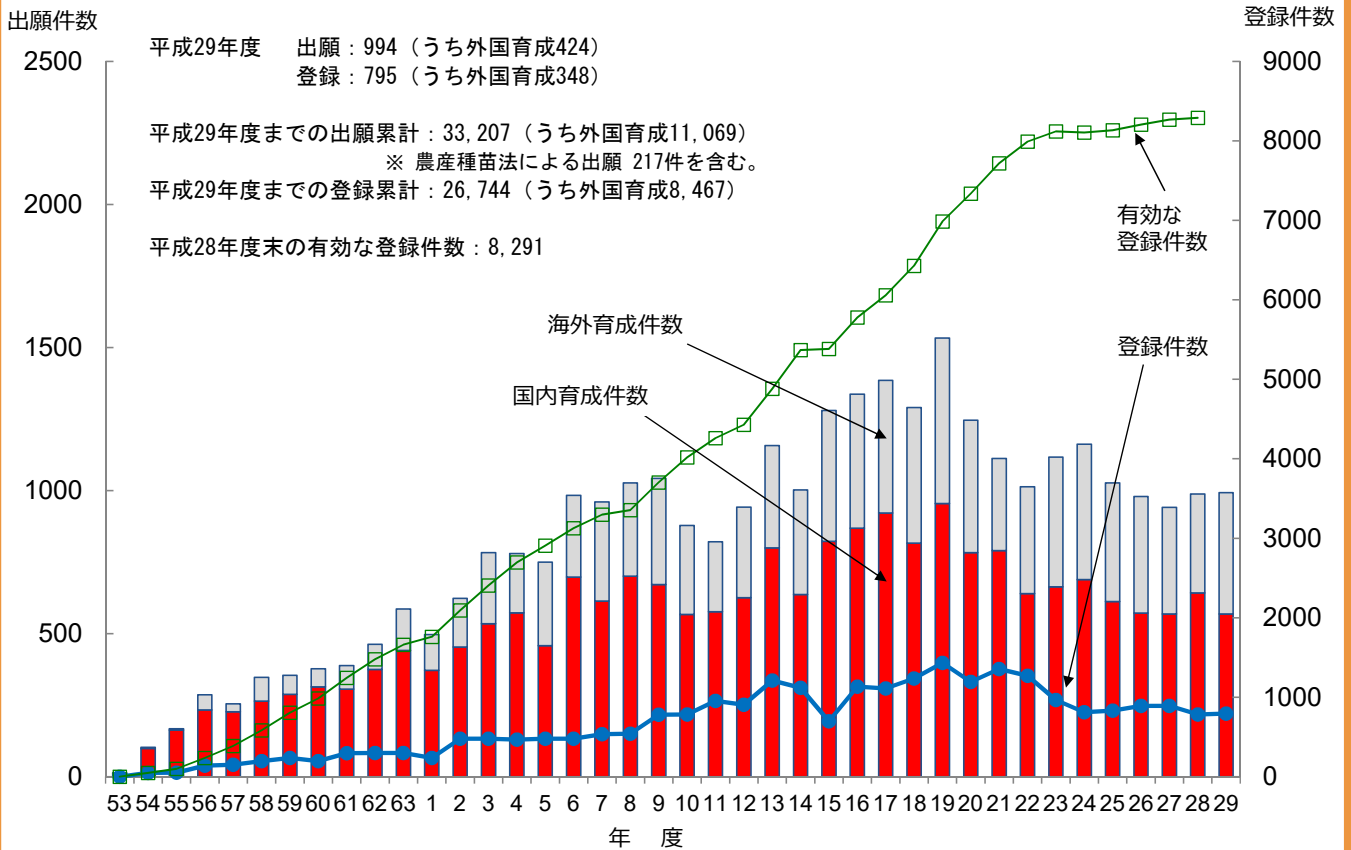
- ①これまでに出願のなかった植物（新規植物）に属する品種を出願
 - ・新規植物の出願：23件程度／年
 - ・利用する著作物：植物図鑑等
 - 〔植物の名称や学名、植物の特徴、植物の写真等の情報が掲載されている著作物〕
- ②出願した品種の審査項目として、耐病性や機能性等の項目を新たに追加
 - ・審査項目の追加や見直しを行った植物数：28植物程度／年
 - ・利用する著作物：学術論文等
 - 〔出願品種が属する植物において、追加を求める耐病性や機能性等の形質に関する情報が掲載されている著作物〕
- ③品種登録の要件を満たさないとの指摘に対する反論
 - ・審査再開となった件数：8件程度／年
 - ・利用する著作物：学術論文等
 - 〔登録要件を満たさないとの拒絶の理由に対し、意見書により反論する根拠等の情報が掲載されている著作物〕

農林水産省が利用する著作物の例

- ④未譲渡性の要件等品種登録の要件を満たしていないとして、品種登録出願を拒絶
 - ・品種登録出願を拒絶するとして理由を通知：71件程度／年
 - ・利用する著作物：ウェブサイト、種苗カタログ、新聞等
 - 〔出願品種の過去の取引において、未譲渡性の要件を満たさない取引が行われている情報が掲載されている著作物〕

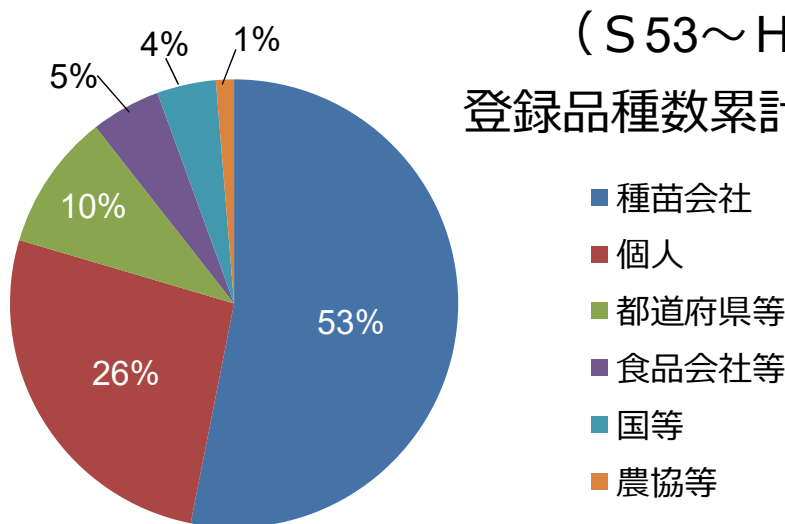
※著作物の利用方法は、主に紙への複写、PDF化等。

7 新品種の出願・登録の状況



8 登録品種数における著作物の利用主体の類型別シェア

登録品種数における著作物の利用主体（出願者）の類型別シェアは、種苗会社（53%），個人（26%），都道府県等（10%）の順で多くなっている。



注：①業種は、登録時点の区分である。その後の業種間の権利移転は反映していない。

- ②食品会社等は、その他業種の会社を含む。
- ③都道府県等は、市町村，公立学校を含む。
- ④国等は、国立学校法人，独立行政法人を含む。

○新規植物の出願状況

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
品種数	26	15	28	19	29

(知的財産課調べ)

○「重要な形質」の追加及び見直し等

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
植物区分数	39	27	30	19	24

(知的財産課調べ)

○拒絶理由通知の件数の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
拒絶理由通知	80	72	70	77	57

(知的財産課調べ)

10 植物新品種の審査における著作物の利用に係る諸外国の状況

○ 植物新品種の審査に係る著作物の利用について

国名	著作権侵害とならないか	備考
アメリカ	○	米国著作権法第107条の「フェア・ユース」に該当。
イギリス	○	英国著作権法第46条第1項により、著作物を法律に基づく調査を目的として用いる場合には、複製が可能とされている。
ドイツ	○	独国著作権法第45条第1項により、著作物を国の機関の手續において用いる場合には、複製が可能とされている。
中国	○	中国著作権法第22条第1項により、国家機関が公務を遂行するために合理的な範囲において既に公表された著作物を使用することが可能とされている。

※ EUについては、EU法（共同体の植物品種保護の権利に関する規則）に明示はない。